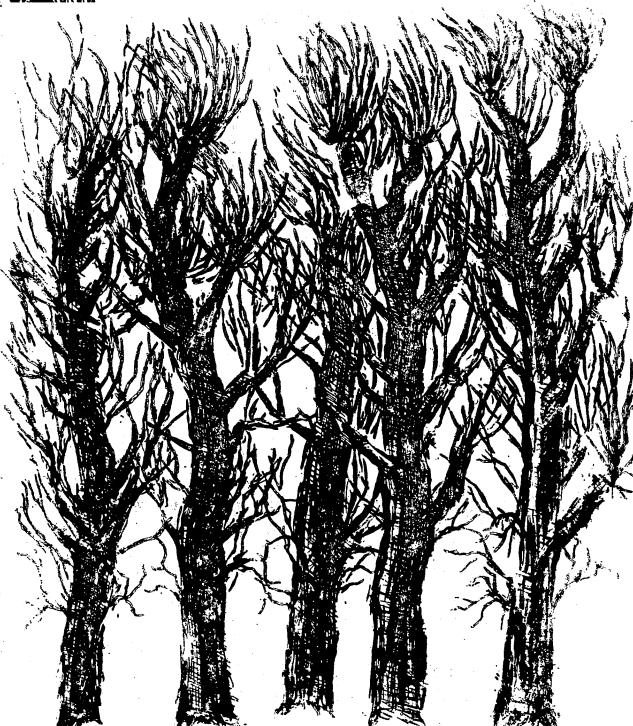


風雪

塩見救援会会報



塩見孝也

獄中アッピール—1

塩見救援会発足—4

塩見救援会要綱—6

獄 中 歌—10

創刊第1号(通刊5号)1982.3.15

獄中一二二周年アピール

獄壁をへて

東拘在監

塩見孝也

塩見公判に关心を寄せられるか、支援されている全ての皆さん。友人知人諸君。仲間達。今は、大寒続きの一歳寒い頃、しかし、間もなく春雷が轟き、春一番が吹き荒れます。そうすると、あの七〇年三月十五日、タクシーを急停車させられ逮捕された時から、投獄生活満十二年と十三年目の開始の日がやってきます。今年は、この一二二周年を口惜しむだけではなく、この歳月をふり省り、私自身や妻子や仲間達や弁護人や支援の方々の健闘を賛え合い、闘いの決意を新たにする日としたいと思います。

今、私は一審判決を不当とし、控訴審を前にしていますが、あの判決から既に二年間たつてしましました。この二年間は裁判・控訴を維持するに当つての、高圧と種々な苦難を知る毎日でした。十二年は過ぎ去つてみれば正に一瞬ですが、この私が生きた場所は決して楽とはいえない持ち場のようです。一介の個人が十二年にわたつて闘い、今も控訴審に獄中から向かおうとすることは並大程の物心の負担ではありません。他の公判関係者は、全て判決を確定され、下獄するか出獄しているし、七十年を闘つた元の赤軍派の仲間達はもう獄にはいません。ボツンと私だけが残つて闘つている状態です。

年々深まる政治反動、司法反動、絶えざるマスコミ攻勢や権力の無期重圧、獄内外の分断攻撃、それに矮小になる政治的軌跡、顔見

彼我の関係を知り、原則を踏まえつつも柔軟で屈伸力をもち、被告人とその家族と一緒に体となつて被弾圧者を守り、闘つてゆく豊かな経験を積んでくれます。私と妻子、仲間達は固く信じ助け合つてきました。

一審判決が全くの不當極まる政治判決であることは明らかです。69年10・21闘争では、「何の証拠も見受けられないが」「それを覆すに足る証拠もなく、被告人の地位から推認される。」といった類のものであり、大菩薩破防法の件も、軍事訓練と首相官邸武装占拠計画の関りや塩見との関連は不明瞭で、「逮捕されねば重大事態に発展しただろ」「軍事訓練そのものが首相官邸占拠闘争の開始点だ」「オソレがあつた」というものであり、個人や党派の思想や路線を行動が発生しない以前から

現代的継承であり、戦後直後の日本共産党への団体規制令を継承した。思想統制と治安弾圧として最も悪辣で反人民的反動的法規であることは明らかです。そして、これは制定当時から問題になつていていたように、憲法の「思想信条の自由」「言論の自由」「表現の自由」「集会結社の自由」等の基本的人権を奪い去る憲法違反の法規であることも確かです。

淀号事件に関しては、塩見が事件発生半月前に逮捕され、何の関与もしてないことは明瞭である。半月前に共謀があつたとして「主犯」とするのは全くナンセンスだが、この点に関しても逮捕される前に「共謀会議が開かれた」とする陰察側主張は、三月十二日から十四日にわたつてアリバイが提出され、否定されており、塩見逮捕迄の当時は路線闘争もあり、朝鮮ハイジャックを決定する条件はなく、又、ハイジャックの準備状況からいつても未成熟性は著しいこと等の諸証拠も提出され、塩見逮捕後、組織危機を救う為國際銀團地路線などとは無関係に、国外逃避という日和見主義も含みつつ、一発主義的な行動に出たものであり、北朝鮮への淀号ハイジャックは塩見逮捕後に決断、着手、準備、決行されたこと等の諸証拠も提出されていた。ところが、一審判決はこの常々と積み上げ立証され、塩見逮捕後、組織危機を救う為國際銀團地路線などとは無関係に、国外逃避といふの如く投げ捨てた。しかし、この判断がいかに乱暴かつ粗雑なものであったかは、「共犯とされてきた前田祐一氏の控訴審公判におい

昂じたりする時、不安を覚えたり、眼、耳、膝、腰、心臓、血圧、肩等々、頑丈な方だがほころび、痛みが生じるし、あの7・6事件の際痛めた親指つけ根の骨折故に筆記用具がうまく握れず、まともな字が書けない苦痛、(最近マジックペンで相当改善されたが、それ以前の東拘指定のボロボールペンでは筆圧が弱く、人に読んでもらえる字が書けなかつた)を感じたりします。東拘という独房地帯は文化果つる所であり、やたらと教条的政治生活のボルテージはあがつても、人間総体の生活を十全に展開させてくれる所では全くないわけですから、横井庄一さんか小野田小尉のようないい閉鎖世界の一面的文化しかつくれない不安がつきまといます。

しかし、私達にはあの七〇年安保、ベトナム闘争の正義性があり、そこに決起したどんな人も後ろ指をさすことのできない初心の純粹性があり、そのような生き方をしてきた若き日の私に対する尽きない誇りがあり、又、検察、國家権力の不當極まる現代の治安維持法攻撃への怒りがあります。これは、いかなる歳月にも風化されることなく、私達に生き続け支えてくれます。それにこの十二年の風雪が私達を鍛えてくれ、私は正真正銘の唯物論的リストとなり、妻は十二年を分断されても一体に生き闘つてゆく世界をつくり出し、その術を磨き、息子は逆境を普通の世界と受けとめスクスク育つ強さを身につけてくれます。仲間達はこの十二年の攻防の中で

塩見公判に心を寄せられるか、支援され、いる全ての皆さん。友人知人諸君。仲間達。今は、大寒続きの一歳寒い頃、しかし、間もなく春雷が轟き、春一番が吹き荒れます。そうすると、あの七〇年三月十五日、タクシーを急停車させられ逮捕された時から、投獄生活満十二年と十三年目の開始の日がやってきます。今年は、この一二二周年を口惜しむだけではなく、この歳月をふり省り、私自身や妻子や仲間達や弁護人や支援の方々の健闘を賛え合い、闘いの決意を新たにする日としたいと思います。

塩見公判に心を寄せられるか、支援され、いる全ての皆さん。友人知人諸君。仲間達。今は、大寒続きの一歳寒い頃、しかし、間もなく春雷が轟き、春一番が吹き荒れます。そうすると、あの七〇年三月十五日、タクシーを急停車させられ逮捕された時から、投獄生活満十二年と十三年目の開始の日がやってきます。今年は、この一二二周年を口惜しむだけではなく、この歳月をふり省り、私自身や妻子や仲間達や弁護人や支援の方々の健闘を賛え合い、闘いの決意を新たにする日としたいと思います。

知りとなつた人々が幾度、幾人入つてき、出てゆき、又入つてきたりしたことでしょう。獄中でつき合う人々も変われば、時期時期に応じた種々な政治的「ヒーロー」達が次々登場し、入れ替つてゆきました。多摩川を横断し葛飾区を縦断し、東拘傍を走ろうとする高速道路建設計画(?)は、カタツムリの如くノロノロとばかりデカイ脚柱を年二、三本の割で立ててきましたが、もう東拘の傍は過ぎ去り、今やコンクリートの巨大な通路帯がのせかけられ始めてます。この工事は私が小菅に来た七年頃から続けられます。私は、東拘では「先生」「社長」「親分」とか「○○さん」とか看守達に呼ばれてますが、相変わらず本は所持冊数を制限させられ、「坐つていてくれ」「外を見ないでくれ」(遠慮がちで丁寧になつたが)と始終監視され、手紙は点検され、新聞やパンフレット類は當時黒塗りにされ、発信回数や面会を制限されたり、息子との面会もこの四、五年来年二回に制限されたりするとか、絶えざる抑圧の中に居続けているのも事実です。私の方が東拘の施行細則を知っている場合もあり、遠慮もしてくれますが、立場の違いはいかんともしがたく、大きなやり合いをし所長面会・抗議文を出したり、いろいろ学習の蘊蓄を傾けて「教育」したり、からかつたりもして反撃をします。しかし、この四、五年東拘の管理運営が反動化しているのは歴然たるものです。

妻や仲間との相互理解が得られず、確執が淀号事件に関しては、塩見が事件発生半月前に逮捕され、何の関与もしてないことは明瞭である。半月前に共謀があつたとして「主犯」とするのには全くナンセンスだが、この点に関しても逮捕される前に「共謀会議が開かれた」とする陰察側主張は、三月十二日から十四日にわたつてアリバイが提出され、否定されており、塩見逮捕迄の当時は路線闘争もあり、朝鮮ハイジャックを決定する条件はなく、又、ハイジャックの準備状況からいつても未成熟性は著しいこと等の諸証拠も提出され、塩見逮捕後、組織危機を救う為國際銀團地路線などとは無関係に、国外逃避といふの如く投げ捨てた。しかし、この判断がいかに乱暴かつ粗雑なものであったかは、「共犯とされてきた前田祐一氏の控訴審公判におい

て、有罪判断の要となる三月十三日の午後八時から駒込の喫茶店「白鳥」での「塩見、田宮、小西、前田」の「ハイジャック計画」の謀議なるものが、事実無根のデッчи上げであることで鮮明になります。我々は、この前田公判の成果を受け、より緻密化し、徹底して一審判断を批判してゆく決意です。

険察側の控訴趣意書では、具体的的事実関係の反論には全くふれず、もっぱら塩見の思想や理論の「兎悪性」「反社会性」「危険性」や「首魁性」「元兎性」のみを云々し、あげくの果てには「高原や田宮は単なる実行要員に過ぎず、塩見に最大最高の責任がある」なるデッチ上げをし、最高の居直りをやることに終始します。又、他のハイジャック被告に較べて量刑が「軽きに失し」その上、塩見は「反省」で「矯正不能」で「社会復帰は不可能である」といつのり、法的根拠など論じること自体論外だといった具合に裁判所を恫喝し、何が何でも無期にし、永久拘禁をはからんとしてきています。

検察側は無期を狙うが、それが果せなくても未決通算の負担を被告に与え、有期刑の最高二十年を遙かに越える実質無期を画策しているといえますし、正に私に無期攻撃を続けることによって最高度の思想的圧迫を加え、抵抗力を奪い、彼等の言いなりの奴隸にし、生殺しの飼い殺しをやり、戦前の予防拘禁攻

撃の復活を、私に先駆的実験しているのです。しかし、私達の抵抗によって、破防法攻撃が頓座し、簡単に発動し得なくなっているのも事実であり、権力の狙場である早期結審、下獄策動が果せず、公判を開けば審理上、種々な不利が露呈し、彼等の危機が一挙に爆発する危険もあるわけです。私達は現代の政治反動、司法反動の時代、破防法闘争を持ちこたえ、あの三〇年代の暗黒時代を再現させないという歴史的意義をよくわきまえているし、このような時代的意味も踏まえつつ、果敢に控訴審闘争を闘う決意です。



この控訴審を闘うにあたって、塩見はこれ迄懐しい友人、知人やこれから知り合う友人知人との対話を切望しています。政治的連帯をより下降した次元での人間的、思想的、文化的連帯を切望します。このような対話、連帶の発展、拡大の中で、逆に妻や息子とも、仲間達とも新しい関係、連帯を創り出し、全体の支援へ被支援の質をかえ、控訴審の強風圧下でも最大限人間らしく豊かに生きられ、敵に対しても無類に粘り強く反発力のある陣型を創ってゆきたいと考えています。

獄中生活も十年を越えれば、過去のシガラ

ます。獄中者の中にみられる有能な歌人やイラストレーター、デッサン家などの自己表現、アピールに心ひかれます。ともあれ、学生運動をやり始め、マルクス主義による訣別と自己否定に専心してきた私から、マルクス主義を踏まえつても、種々な原始の神話の世界、古代の仏教、儒教、老荘の世界、鎌倉新仏教の世界、戦国時代の合理主義や仏教・老荘の世界、江戸時代の朱子学や国学や古学や洋学や安藤昌益などの異端の世界、明治のブルジョア民主主義とこれらの思想の拮抗軋轢の世界とその後の天皇制絶対主義の世界を知り、把握し直し、その中の良質性をマルクス主義に付加すること、マルクス主義をかえること等の作業の深まりによって、娑婆の懐しい友人、知人達との対話は可能になりつつあります。

す。新しい未知の友人、知人とも対話し得るようになつたと思います。

塩見公判に关心をもたれ、支援せんとされる皆さんが、興味をもつた本や、自らが書いた文章や詩やエッセイ、あるいは仲間達としている議論等、送り届けて下されば、新しい連帯と破防法闘争への新たな連帯が可能と思います。私はこのような連帯の中で生き生きと闘つてゆけるものだと思います。

一九八二年二月二十二日
東拘在監 破防法、淀号ハイジャック「被害告」 塩見孝也

▲塩見孝也氏の住所▽激励の手紙を！

一二四 東京都葛飾区小菅一の三五の一
の A 塩見孝也

「塩見救援会」の発足、強化を訴える

塩見救援会（SOH）事務局（準）

塩見公判に関心をもたれている皆さん、支援されんとしている皆さん、塩見氏の旧くから友人、知人の皆さん、旧同志の皆さん。

塩見孝也氏は本年三月一五日で獄中生活満一二年を迎えます。塩

塩見公判に心ひかれます。ともあれ、学生運動をやり始め、マルクス主義による訣別と自己否定に専心してきた私から、マルクス主義を踏まえつても、種々な原始の神話の世界、古代の仏教、儒教、老荘の世界、鎌倉新仏教の世界、戦国時代の合理主義や仏教・老荘の世界、江戸時代の朱子学や国学や古学や洋学や安藤昌益などの異端の世界、明治のブルジョア民主主義とこれらの思想の拮抗軋轢の世界とその後の天皇制絶対主義の世界を知り、把握し直し、その中の良質性をマルクス主義に付加すること、マルクス主義をかえること等の作業の深まりによって、娑婆の懐しい友人、知人達との対話は可能になりつつあります。

塩見氏がマルクス主義者として人民奉仕の節操を曲げず、破防法攻撃と闘い続け、この攻撃にたち

はだかつてきただことは全く敬服にあたります。七〇年闘争で、闘志を燃やしています。

塩見氏は大いに健康で、公判闘争や人民奉仕の節操を曲げず、破防法攻撃と闘い続け、この攻撃にたち

はだかつてきただことは全く敬服にあたります。七〇年闘争で、闘志を燃やしています。

許さず未決のまま獄にとじこめ、無期求刑の圧力をかけ、心身を疲弊させ、家族解体の危機にさらし続けてきたことは全くの人権無視であり、許せない暴虐です。一審で一〇年、控訴審を開始するまで早二年間も保釈を許さないまま閉じこめているのであり、全くの生殺し、飼い殺しと同じであり、また、みせしめのさらしものにしているものといえます。

るべき強力な組織もなく、一箇の個人として控訴審を闘う重圧は信念なき人にはとても耐えきれないものであり、こういう形で権力は未決拘留者の人間性を破壊しようとするのです。この一、二年が氏やその家族にとつていかに苛酷で犠牲多い、長期極る鬪いであつたかは余人の推測しえないくらいです。

塙見公判はこれから控訴審を迎える段階であり、公判は今後も続々、その後には下獄という事態も予測されます。公判は、全く不当極る予防弾圧、でつちあげフレームアップの無罪であるにもかかわらず、思想裁判の故に強引に原審が維持されるか、あるいは無期の

塩見救援会 入会の御案内

〈事務局連絡先〉

〒134 東京都江戸川区東葛西5の39の13
荒井荘 鈴木(SQ舎)
電話 03-1686-16758

鹽見救援会要綱

塩見孝也氏の思想的、政治的立場に無関係に、塩見氏（とその家族）個人の人道主義的、民主主義的救援に重心をおいた救援会とす
る。

△ 目的 △

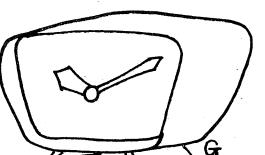
七〇年代の全部と、そして今八十
年代をも狭い独房で生きぬこう
とする塩見孝也氏とその家族を救
援し、裁判闘争を支え、獄中生活
を支え、また、氏の闘いを広く人
々に知らせ、権力犯罪に対する監
視の輪をひろげ、基本的人権を回
復し、一日も早い氏の釈放を実現
する。

可能性もなしとせず、事実誤認をはつきりさせるなどこの裁判を勝利し、原審を破棄することは、ひとえに我々のねばり強い闘いの推進いかんにかかっています。

しかし、塩見公判をとりまく情勢は、政治反動、司法反動の深まり、あるいは七〇年鬭争の諸関係を忘れさせるような歳月の経過の中で決してよくなく、塩見氏の消息すら知られていない状況があつたり、なかにはとんでもないデマが流れたりして全く誤った塩見イメージがつくられたりもしています。他方、検察側と国家権力は、氏の抵抗力を不斷に奪い、自分達の思いどおりになる人間にしようとして執拗に攻撃してきています。これらの方からすれば、今後、塩見氏とその家族が極度に孤立を強いられ、民主主義的裁判を獲得する抵抗力やそれなりに正常な獄中生活をおくる諸条件も奪いさらられねません。従つて、最低限の課題として、塩見公判に関心を寄せられる人々や、塩見氏の友人、知人かつての同志諸兄姉が塩見氏の闘いを見守つて、権力への監視を強め、氏を不当な抑圧、差別、孤立から守つていく必要が、これまで

つままり、超長期の獄中生活と重い公判闘争を闘っている塩見氏との家族を、氏の政治的・思想的立場とは無関係に、心ある人民として、友人、知人として、また、かつての同志として、人道主義的・民主主義的見地から、塩見氏への人権破壊を許さず、塩見氏（とその家族）個人を物心両面で幅ひらく守り、救援する必要がいつそう増しています。塩見氏の獄中での健康を守り、暴虐を許さず、経済的な困窮を許さず、思想的、文化的貧窮化を防ぎ、氏の思想的、文化的営為を保障し、裁判の民主主義的運営が保障されるよう監視をすることに重点をおき、かつ、不当な予防弾圧、予防拘禁にしてでつちあげの有罪化攻撃を打破る公判闘争を、ゆるやかな形で直接、間接に、適切な方法で支援するとの意義とその必要です。この点で、かつての「破防法と闘う会」や「破防法と闘い、塩見氏の無罪釈放をかちとる会」の闘いの成果を継承しつつも、その狭さを克服し、塩見氏（とその家族）個人を人道的、民主主義的に救援することに重きをおいた救援運動が必要にもまして必要になっています。

となつて います。
「塩見救援会」はこの ような 意
義に賛同される 会員を募ります。
会員は会報「風雪」で 塩見氏への
獄中・公判闘争の情報 を 知り、そ
れを流布したり、会員を つのつた
り、また、事務局(準)と会員相
互も 適切な 交流をもち、必要な財
政支援を したり、塩見氏とその家
族を激励したり、公判闘争を種々
な形で 支援します。会員諸個人の
状況に応じた それぞれの 結びつき
を生かした、ささやかで 地味だが
長期で 精力強い、ゆるやかで 持続
的な 親睦的な 救援会です。



活の獲得を援助し、^④ 特に氏の獄中生活を激励するためには会や手紙、書籍の差入れなどで直接の交流を行う。
一、獄中に一二年も、そして更に今後も氏が獄中に拘禁されることは氏の家族の基本的人権の侵害である。^① 一子夫人、子息元君を支援し、家族の団結を守り、^② 保釈運動、早期釈公開される。

△財政▽

会は会費、カンパなどによつて運営され、会の支出は次の目的にのみ充てられる。^① 裁判闘争、保釈運動、獄中生活に関して塩見氏本人及弁護団へ^② 会の運営活動に関しては「風雪」誌発行、郵送費とその他必要な事務経費これららの経理は「風雪」誌上に公開される。

活の獲得を援助し、④特に氏の獄中生活を激励するために面会や手紙、書籍の差入れなどと直接の交流を行う。

一、獄中に一二年も、そして更に今後も氏が獄中に拘禁されることは氏の家族の基本的人権の侵害である。①一子夫人、子息元君を支援し、家族の団結を守り、②保釈運動、早期释放運動を行う。

一、会報「風雪」を定期刊行し、救援会の活動の原動力とする。

塩見救援会は会員制とし、会費は月額一口五〇〇円とする。会員は一口以上の会費を担い、「風雪」を中心可能な範囲で会の目的、に添つた活動をする。

△会員

▲財政▽
会は会費、カンパなどによつて営され、会の支出は次の目的にみ充てられる。① 裁判闘争、裁判運動、獄中生活に關して塩見本人及弁護団へ ② 会の運営動に關しては「風雪」誌發行、送費とその他必要な事務経費これららの經理は「風雪」誌上に開される

塩見孝也氏の裁判闘争を支えるために、(1)弁護団と連携を強め、(2)公判のための、またその進展に対応して方針を研究確立し、(3)証人、証拠等の準備、調査、研究を行い、(4)訴訟書類の作製などの事務作業やな財政を支えていく。(5)公判傍聴を行い、(6)必要な財政を支えていく。

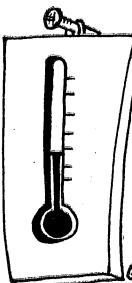
塩見救援会は会員制とし、会費は月額一口五〇〇円とする。会員は一口以上の会費を担い、「風雪」を中心可能な範囲で会の目的、に添った活動をする。

△運営▽

会の事務、連絡、「風雪」誌発行業務のために「事務局」を置く。「風雪」誌を中心に会の活動、運営を進め、当初は特別の機構など作らず、会の発展に相応して民主主義的に工夫していく。

護団宛に支出し、これによつて、
経理面では無事第一審を終了させ、
二審へむけての基本的な態勢をつ
くることができました。報告し、
感謝の意を表明します。第一審の
諸経費はこれらのカンパと留守家
族の負担によつて担われてきまし
た。

塩見裁判の争点



塙見氏の獄中生活の諸費用は二年間にわたって一子夫人が担つてきましたが、しかし、氏の獄中生活は強制されものであつてすでに私的なものではありません。氏及びその留守家族救援の立場からもこれを会が担つていくべきと思います。

の闘いは、その正しさが明らかとなり、また、当時の意志表示のテーマも歴史上のものとなつたり、歴史上のものになつた現在では、これらの闘いのゆえの裁判は廃棄されしかるべきものです。まして、一二年間も未決勾留を続け保釈すら認めないことは著しく不当な弾圧です。これが根本の争点です。これは塙見孝也氏と一子夫人子息元君の、ひいては国民の基本的人権の問題であり、国民の政治的意志表示を歴史的にどう処理、解決していくのかという民主主義の問題です。

根本的争点——一九六〇年代後半、全国にまき起つた日米安保条約反対、ベトナム戦争反対、沖縄返還要求などの国民の意志表示の闘いの中で、塩見孝也氏は最も先進的に闘い、その闘いのゆえに逮捕されました。その後一〇余年を経八〇年代にはいつた今日、これらが意志表示はすべて正しかったことが客観的に明らかなものとなっています。ベトナム戦争はアメリカの敗北、ベトナム・カンボジア・ラオスの独立をもつて終結し、

「密告しなかつた罪」という封建的刑罰思想を含んでいて非常に古いものです。それもそのはずで、これは秩父蜂起事件の弾圧のために明治一七年成立、同四一年改定の古法で古色ぞう然たる悪法です。（明治時代の古法はそのほかにも多くあります。監獄法もそのひとつです）天皇絶対主義下の刑法で人を裁くことも不当なのに、明治時代の刑法で今日の政治犯を裁くことは憲法違反です。

このアメリカの侵略戦争に日本政府が様々な協力をしていた事実が明らかとなり、当時のベトナム反戦運動が正義の闘いであったことも明白となりました。日米安保条約は日本の軍事予算の拡大強要など日本の軍国化、戦争準備の鉄鎖となつて日本を侵略戦争の道にひきこむものであることが今日ますます明瞭になつております。安保条約反対は正しい意志表示であつたことを明らかです。沖縄もまた日本に返還されました。これらの正義

三つの「事件」——塙見氏の逮捕の名目は、前年の六九年一〇・二一国際反戦デーの闘いを指導したというものでした。次いで、氏の逮捕後半月もたつて発生した七〇年三月三一日のよど号ハイジャックについて「共謀した筈だ」として起訴されました。さらに、逮捕後半年以上もたつた七〇年一〇月になって、突如として一年前の六九年一月大菩薩嶺事件について「破防法」を氏に適用して起訴してきました。こうして、① 六九

の三日間しかなく、両氏をともに無理矢理よど号に関連づけるためにこの三日間を狙つたのです。だから、検察は謀議の日時、人昌が事実として「謀議」はないのではから、検察は謀議の日時、人昌内容を立証することはできませんでした。特に前田氏の一審公判の判決は、特に前田氏の一審公判の判決は、有罪として、その根拠に三月一三日に謀議があつたとして、検察の作文どおり、もつともらしく説明をしていましたのですが、二審段階で前田氏は具体的証拠集めをやり、三月一三日のアリバイを立証しました。(一審でもアリバイを主張していましたが拘留中のため証拠集めが遅れていたのです。未決拘留という弾圧は、このように裁判所の防衛権すら抑圧するものです)

の判決は、三件とも有罪とし、徵役一八年の判決です（未決通算三〇〇〇日）その論拠は、すべて、塙見氏が当時の赤軍派議長であつたから「謀議」があつたであろうと「推認」される（よど号）といふ推測にもとづくものです。他の二件も、議長だから指揮したであろうという「推認」論の推測であります。このような判決は、よど号が逮捕後半月後の事件をさかのぼつて共謀をこじつけたことと共に、具体的な証明なしで、結社とその長を裁判であります。実行行為ではなく、徹頭徹尾くという非常に政治的裁判であります。かつ、この判決、裁判は、実行行為ではなく、徹頭徹尾結社とその長の思想を刑法で裁くべきであるとの意見を述べました。

A black and white illustration of several bare trees standing in a row, their branches reaching outwards. The trees are simple line drawings with dark trunks and intricate branching patterns.

基本的争点——氏が起訴された三件には全て氏の実行行為はなにひとつありません。「共謀共同正犯」と破防法による起訴です。この「共謀共同正犯」なる規定は現行刑法には規定がないのです。刑法には「共同正犯」についての規定がありますが、これは実行行為を裁くものです。これを不當に拡大解釈し、国民の思想や結社を刑法で裁こうとするのが「共謀共同正犯」論であり、憲法違反です。破防法は典型的な思想、結社の弾圧法で憲法違反です。この悪法は戦後日本占領した米軍が強制した「占領目的を妨げる行為」を処罰する政令三二五号や「団体等規制令」を継承し、国民の広範な反対を無視して成立した「進駐軍御謹製」ともいうべきもので、基本的人権、思想・信条、集会・結社の自由を侵す憲法違反の悪法です。
「爆発物取締罰則」なるものは、

塩見裁判の経過



- 8 -

一九七〇年三月一五日連邦議會
の六九年一〇・二一國際反戦抗議
デーブラントに於ける指名手配によ
る。

☆ 同年四月
発物取締罰則
集の「共謀」

違反、兇器準備、同件起訴（燒
同正犯」）

よど号事件の争点——よど号の田宮高麿氏らは最近インタビューアに答えて、塩見氏逮捕後の判断と決定にもとづいてよど号ハイジャックを敢行したことを明らかにしています。しかし、検察はよど号事件直後、塩見氏をむりやり関連づけて起訴するために、塩見氏逮捕の三月一五日の直前に「謀議」が成立していたと遮二無二でつちあげたのです。すなわち三月一二日、三月一三日、三月一四日の三日間、都内喫茶店で謀議があり、よど号が決定されたというでつちあげです。なぜこの三日間かといふと、塩見氏と一緒に逮捕された前田祐一氏の当時の在京期間がこの

なこになり 氏のアリバイ立証（一二日部外者同席、ごく短時間で他へ移動して謀議の時間なし、一三日別の用件、部外者同席、前田のアリバイ成立、一四日短時間の接触で謀議の可能性なし等）妨害しつつ、他方で、塩見氏がどう号と無関係だと証明できないから有罪だとでたらめの理屈を主張しています。

☆一九七〇年三月二十五日逮捕する。六九年一〇・二一国際反戦デー闘争に関する指名手配による。以来今日まで一二年にわたって不当な未決超長期拘留の強圧をうけ、独房に研究、學習の四五〇〇日を闘いつづける。なまくは闘いつづける。

☆ 同年四月一日 同伴起説（煙
發物取締罰則違反、兇器準備結
集の「共謀共同正犯」）

☆ 同年三月三一日 よど号ハイ
ジャック発生

☆ 同年四月二日 接見禁止。翌
七年六月まで一年三ヶ月にわ
たつて面会禁

☆ 同年五月一四日 よど号事件 に起訴（国外移送略取、同法起訴。実際の大菩薩破防共同正犯）

☆ 同年一〇月六日 大菩薩破防法起訴。実際の大菩薩事件（六年一月五日）から約一年後の弾圧である

☆ 一九七一年六月 接見禁止状態での公判開始拒否闘争によつて接禁解除をかちとる

☆ 同年七月一日 よど号ハイジヤックの件第一回公判

☆ 同年一月四日 破防法と一〇・二の件第一回公判

これより一二年間にわたる第一審（東京地裁）を、未決拘留による公判準備の困難をのりこえて闘いぬいてきました。七六年には、よど号公判と破防法及び一〇・二公判などが裁判長職権により併合されています。第一審の塩見裁判弁護団は、庄司宏（主任）西垣内堅佑、保坂紀久雄、森本宏一郎、三上宏明、小口恭道の各氏によつて闘われてきました。

この間、七二年五月九日に嚴父勝孝氏逝去の不幸にみまわれましたが、東京地裁は慣例を破つて葬しき仲間達から更に翔びて二〇年前の青雲の頃に馳る雪を蹴つてともに決起し駆けめぐつた美しさに感動するが、まさに「想いは一二年を一瞬にして往来し貫いた七〇年に至る」

（一） 寒獄想 想いは一二年を一瞬にして往来し更に翔びて二〇年前の青雲の頃に馳る雪を蹴つてともに決起し駆けめぐつた美しさに感動するが、まさに「想いは一二年を一瞬にして往来し貫いた七〇年に至る」

獄中歌（その3）

一九八一年一月三〇日 東京拘置所独居房にて

塩見孝也

（二） 寒獄想 想いは一二年を一瞬にして往来し貫いた七〇年に至る

それに続く苦難の十二年は今了らんとするが、まさに「想いは一二年を一瞬にして往来し貫いた七〇年に至る」

独房生活はいつ果てるども知らず遠々 戦士独房に舞い来て賀し友人知人の激励わが独房に充つはたまた異国の友 我を呼ぶを知るしかれば寒波、闇の獄に深々と押し寄せわが心いやがうえにも猛くして熱く燃えたぎる

知は古今の万巻の書を跋涉し詩歌はわが苦衷を淨い情は四方に溢れだしすべてに感應し意は解放の意志となりてますます固い我は凍える闇の中で地底數十尺に埋めこ

（三） 人民の闘争 人民の闘争の声を万雪の如く聴き人民の陣容の威勢 ますますあがらんことを常に想い

まれた鉄球に幽閉された絶望の人々 あらず まことに想い

（四） 人民の闘争 全国に張り巡らされた塹壕の堅からんことを希う

磨たちや 十余度の春惜しむとも

暴虐ゆえの兵法を 正当化する錯乱にくし

友垣や 時の流れに負けんとぞ

鵬と化して南冥にうつる われらの時代まもりぬけ

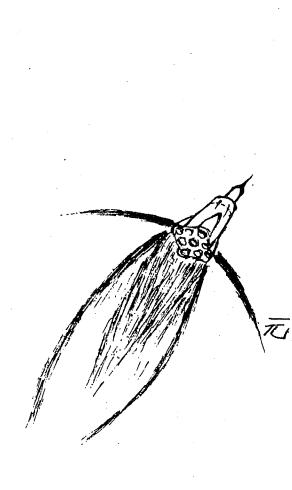
しこうして未だ天命を知らず侏儒どもの 鯢となり生涯の友想いて

ざわめきも何んぞ意にかけんや 春はくれ

一九八一年一月一一日 春きても 寒さにふるえ

三・三一 友想う

三・三一 身代りと思えば 心は軽しこの十余年



よど号斗争一一周年に

一九八一年三月三一日

三・三一（さんさんいぢ）

丸顔と眠け顔の友垣は

何をしてるやチヨソソ恋し

磨たちや

十余度の春惜しむとも

我らの初心忘れなおし

三・三一 友想う

生涯の友想いて

春はくれ

三・三一 友想う

身代りと思えば

心は軽しこの十余年

儀出席のための拘留執行停止を許可しないといふ人道にもとる彈圧を加えています。また、氏は子供との面会を年間たつたの二回に制限するという非道な弾圧を受けています。これは氏の在監する東京拘置所当局が一四歳未満の子供との面会を年二回に制限するという、在監者とその家族に対する非人道的な弾圧を続けています。この一二年間、三里塚闘争や山闘争などに對する獄中での連帯行動によつて懲罰房への二重拘禁の弾圧をうけたことは数えきません。

☆ 一九七五年七月二日 一〇・二一闘争に関する拘留のみ保釈獲得するも検事抗告により高裁判で取消

☆ 一九七八年一月一五日 全部一括の保釈を初めて獲得。保釈保証金六〇〇万円。高裁で取消（なぜいい）

☆ 一九七八年一二月 全部一括の保釈再度かかる。保釈金八〇〇万円。高裁で取消

☆ 一九八一年一月三〇日 第一審判

☆ 一九八一年九月三日 論告求刑で検察は不當極まる無期懲役求刑の結審

☆ 一九八一年一月三〇日 第一審判

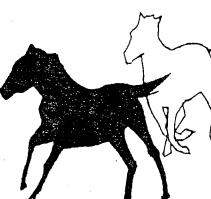
年一度の面会きし子 母親とならぶ背丈に父はおどろく

息子とその母の面会に詠む

師走なり わが側房もやつと充ち
——私の独房の両脇は常に空房である。年末で犯罪が増え、入居者がましたので

一九八一年一二月二二日

一九八一年八月三一日



七五年以来毎年保釈許可をかりとり、七七年からは全部一括して保釈を地裁段階では獲得してきました。しかし、そのたびに、検察は抗告し、法務省、最高検、検察一体になつて保釈取消の策動を続け、「（塩見氏を）保釈したら何をやるかわからない。どんなことになつても裁判所は責任とれるのか」とあからさまに裁判所を脅迫してまでついに保釈取消を続けてきました。全く許しがたい検察の横暴です。

☆ 第二審、東京高裁は第五刑事部（坂本裁判長）と決定するも、八二年三月現在開始せず未決拘留の遷延を策している

決、懲役一八年、未決拘留算入三〇〇〇日。これに対して塩見氏とその弁護団は判決を不当とし直ちに控訴。検察側もこの不當な重刑判決にあきたらず控訴の暴挙にでる

一二度目の冬

わが自足は続くだらうし
それに風呂もあるぞ
わが哲学に翳りはない

一二度目の冬がやつてくる
時雨が小春日和をかきわけてやつてくれれば
やがては北風が舞いおり木枯しも吹きつけ
腰にジャケットを捲きつけ
野暮つた丹前も差し入れてもらおう
下すぽん一枚はき
セーターの丸首を口までたくしあげ

よう

暖をとるう
今年は無理してダウンジャケットを入れて
もらおう
布団に毛布をまきつけあらゆる衣類をのせ
シラフにして潜りこもう
顔をセーターで覆い手袋をすれば夜も
大丈夫だ

担当をからかい
悔どられればどやしつける権威もあるぞ
暗い暗い重苦しい日々も
明るい陽ざしが去れば訪れるだらう
そんな日々には
苦行の後に訪れる想いの数々を
詩や歌に託して
苦行を真珠にかえよう

青空と太陽と緑よ
そしてわが歌心よ
お前たちがあるかぎり
わが獄は最高の暖房の三畳さ

一二度目の冬よござんなれ
一九八一年一一月一日

わが輩も公務員

公務員は不況の時は安定し
就職戦線にもてもてだつてね

獄人は冬ごもりの穴熊に変るだらう
今年こそは最高に不安と不信と分裂の
年末から解放される年越しにしよう
無為を嘆き時間消費することの不安
妻と息子と仲間たちと信じいい助けあって
三畳は薄暗き穴藏に変じ

わが輩はまじめ一方だから無料奉仕さ
住みこみと三食だけ保障してもらつてよ
わが輩は東拘特別勤務の公務員さ

「お前さん　たいした公務員だことよ」
「なんならおっさん俺の公務とかわって
みるかい」

一月二九日積雪あり

この冬の二度目の雪を

喜こびて食う

この冬は春待つことをせず
雪を愉しむ

沖縄に桜の咲くも
獄に雪くる

一九八一年一月二九日
積雪あり

真面目一方の模範公務員さ
それなうさぞかし給料だって上つてている
だらうって

刑庭の雑草が絶えない限り
さしこむ日光と
もうかれこれ公務員になつて一二年

風雪No.1 1982年3月15日発行

発行 塩見救援会
連絡先 〒134 東京都江戸川区東葛西5の39の13
荒井荘 鈴木(SQ舎)
電話 03-686-6758